

## ようやく実現する会社分割制度の創設

会社分割制度を創設する商法等の一部を改正する法律案が、2000年3月10日、国会に提出された。30年以上の歳月をかけようやく実現する見通しとなった会社分割制度の創設により、合併、株式交換に加えて、企業再編を迅速に進める法整備はほぼ揃うことになる。他方で、企業再編に伴う税制上の措置に関する議論はなかなか進んでいない。

本レポートでは、新たな会社分割制度の内容の紹介を通じて、現行法上の問題点と今後の課題について考察する。

### 1. 現行法における事業の分離・分社化

会社が事業の分離・分社化を行うに当たっては、現行法上、商法に基づく営業譲渡による現物出資などの形態で行われることが多い。また、99年10月に施行された産業再生法では、事業の分離・分社化を迅速に、かつコスト負担を低減することによって事業再構築を促す特例措置が設けられている。

#### 1) 商法に基づく営業譲渡・現物出資

会社が、事業再編のために、事業部門を譲渡し、譲受け、または、子会社を設立してある事業を移転させようとする場合、現行法では、①営業を現物出資して新会社を設立する（商法168条1項5号）、②新会社を設立した後、新株を発行して現物出資する（280条ノ2第1項3号）、③財産引受（168条1項6号）、④事後設立（246条）という4つの方法がある。会社の分割に際して、営業の全部又は重要な部分の譲渡や、他の会社の営業全部の譲受けが行われる場合には、株主総会の特別決議が必要である（245条）。

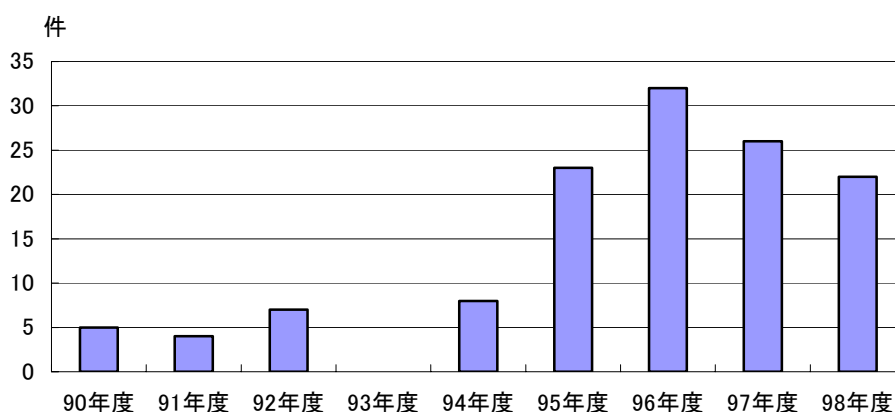
現物出資は、原則として、資産の過大評価による資本充実を害することのないよう検査役検査が義務づけられている<sup>1</sup>。検査役の検査では、裁判所から任命された者が、数ヶ月の間、対象資産を検査することになるため、検査中は対象資産の使用ができず、かつ、

<sup>1</sup> 現物出資や営業譲渡に伴い、新設される会社の発行済株式総数の過半数を取得する場合には、検査役の検査に代えて会社が選任する弁護士等の調査で済む。

かならずしもその事業に精通している者による検査が望めないといった問題から、敬遠される傾向がある。

しかしながら、上場企業が経営戦略上、分社化等によって事業の再構築を進めて行かねばならないのは事実であり、こうした法律上の問題はあつたものの、ここ数年では毎年20件以上の営業譲渡・譲受けが行われている（図1）。

図1 最近の上場企業の主な営業譲渡・譲受け



（注） 98年度の件数は明記されていないが、実際には前年度より大幅に増加しているようである。

（出所） 旬刊商事法務『増資白書（91年版から99年版）』より野村総合研究所作成

## 2) 産業再生法による特例

99年10月に施行された産業再生法では、コア事業を選択・強化するための事業構造の変更や、新たな分野や生産・販売方式に挑戦するための事業革新を行ううえで事業再構築が必要な場合、2003年3月31日までに主務官庁に申請し、認定を受ければ、商法及び税法上の特例が受けられる。

現物出資及び営業譲渡を行う場合の商法上の特例としては、事業再構築計画について主務大臣の認定を受けることによって、現物出資等を行う場合には検査役調査を省略することができるとともに、営業全部の譲受けにおいて、営業の譲受けの対価が、譲り受ける会社の最終の貸借対照表上の純資産額の1/20以下であれば、株主総会の承認を得ずに、取締役会決議で行うことができる（産業再生法10条）。営業譲渡の際の債務の移転について、全債権者の同意を得る必要はなく、通知（催告）で足りるとし、事実上の一括移転が可能となっている（債権者の異議の催告に関する特例-11条）。税法に関する特例としては、共同出資子会社（持分25%以上）への現物出資により生ずる譲渡益に対する課税が繰り延べられ、長期保有資産の買換については80%の譲渡益を圧縮することができる。また、増資、営業譲受けに要する登録免許税と営業譲受けに伴う不動産取

得税が軽減されている。

産業再生法に基づき認定を受けた事業は、21 件（3 月 13 日現在）と、それほど多くないが、最近になって認定申請件数が増加している傾向がある（表 1）<sup>2</sup>。

表 1 産業再生法による認定企業例

企業名	申請日－認定日	計画・特例の概要
住友金属工業	10/29 申請－ 11/11 認定 (12/28 一部変更認定)	小倉製鉄所等の分社化（2001.3）。目標は 2000 度に ROE の 5%向上、黒字化。分社化に伴う検査役検査や債務移転手続きの簡素化や新社設立登記の免許税を軽減。原子力発電用燃料被覆管事業では、現物出資等における検査役調査に関する特例、営業譲渡の場合の債権者の異議の催告の特例、会社設立・増資時の登録免許税を軽減。
三菱自動車	11/20 申請－ 11/26 認定	トラック・バス事業の分社化。ボルボ社に対する第三者割当て増資（290 億円）に伴う登録免許税を軽減。
王子製紙	11/15 子会社認定	紙器製造販売子会社の王子パッケージング（王子本体と関連会社の紙器事業の統合会社）を設立。登録免許税を軽減。
スズキ	00/3/9 申請－ 3/22 認定	事業構造変更として今月下旬に富士重工業に対して 100 億円の第三者割当増資を行う。また、事業革新としてエンジン組立ラインの集約化やフレキシブル化・サブアッセンブリ化による設備の能率の向上により、生産の著しい効率化を行うことによって、原価低減、生産性の向上を図る。増資時の登録免許税を軽減。
日野自動車	00/3/17 申請－ 3/24 認定	事業構造変更として今月下旬にトヨタ自動車が引受先となる 250 億円の第三者割当増資を行う。また、事業革新として、新たな販売・経営管理システムの構築と地区販売会社へのシステム導入によるシステムの標準化、及び事務センターの設立等により国内販売の効率化を図る。増資時の登録免許税を軽減。
ゼクセル	00/3/17 申請－ 3/24 認定	事業構造変更として玉製作所に車両用空調装置事業を営業譲渡し、燃料噴射装置事業に特化して事業の強化を図る。同時に、ゼクセルは玉製作所に対して 161 億円の追加出資をして営業譲受のための財務強化を図る。また、事業革新として、ラインの再編による設備の能率の向上等により、生産の著しい効率化を行うことによって、原価低減、生産性の向上を図る。営業譲渡の場合の債権者の異議の催告に関する特例適用、登録免許税の軽減（増資、営業譲受）と不動産取得税の軽減（営業譲受）。

（出所）通商産業省ホームページより野村総合研究所作成

<sup>2</sup> 2000 年 3 月 14 日付け日経産業新聞より。

## 2. 会社分割制度の概要

現行法上、会社分割に関する規定はないため、事業再編を行うには、検査役の検査や債権者保護手続きなどをはじめ、複数の手続きが必要となり実務上煩雑である。また、産業再生法による諸特例措置も暫定的かつ対象が限定されている。会社分割制度の創設は、現行法上の各手続きに伴う時間と手間を大幅に軽減し、原則として1つの手続きで行えるよう長年求められてきた。

法制審議会・商法部会では、会社分割制度の導入に向けた議論を行い、99年7月7日に、中間試案を公表して、各界の意見を求めた後、2000年2月に商法改正案要綱を了承し、同法律案が3月10日に、国会に上程された。

商法改正法案によると、会社分割制度の概要は以下のようになっている。なお、同改正法案の内容は、99年7月に法制審議会事務局から示された中間試案に照らすと、いくつかの変更点がある<sup>3</sup>。

### 1) 会社分割の形態

会社分割とは、会社の営業（権利義務を含む）の一部または全部を設立する会社または他の会社に承継させることをいい、前者を新設分割（商法改正法案「以下改正法案とする」373条）、後者を吸収分割（改正法案374条ノ16）という。移転される営業の対価は株式であり、金銭を受け取る場合は、会社分割制度の対象とはならない。

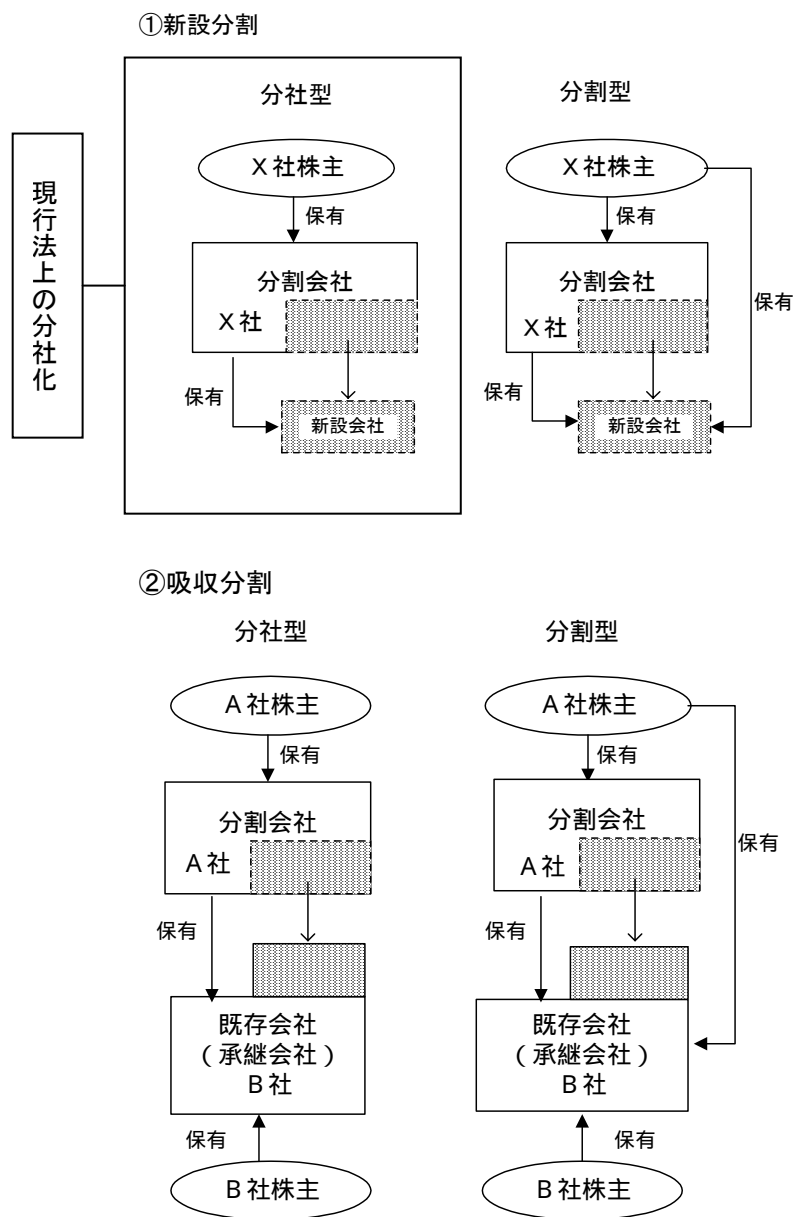
会社分割は、株主総会における特別決議による株主の承認が得られれば行うことが可能であり、合併、株式交換、株式移転と同じく、権利義務が一つの手続きにより包括的に移転する組織法的行為として位置付けられている。

現在、分社化というと、親会社が新設子会社の100%を保有する形態しかなく、親会社の株主に、事業を引き継いだ会社の株式を割り当てられるかどうかについても規定がないため解釈上はできないとされていたが、改正商法では、新設子会社の株式の一部を親会社の株主にも割り当てる方法を新たに認めることとした。会社分割制度では、新設子会社の株式を親会社が100%保有する方法（現行法上可能な分社型）を物的分割（分社型）、新設子会社の株式の一部を親会社の株主にも割り当てる方法を人的分割（分割型）を新たに認めることとした。

したがって、会社分割制度の形態は、①新設分割分社型、②新設分割分割型、③吸収分割分社型、④吸収分割分割型の4つが認められることになる（図2）。

<sup>3</sup> 橋本基美「最近の企業再編法制をめぐる動き－産業再生法・会社分割法制」『資本市場クォーターリー』1999年秋号参照。

図2 会社分割の法定方式



(注) 分割型では、全部分割と一部分割が考えられる。全部分割では、分割会社ではなく分割会社の株主に新設会社および承継会社の株式が割り当てられ、一部分割では、分割会社および分割会社の株主の両方に割り当てられる。

(出所) 野村総合研究所

## 2) 会社分割の進め方

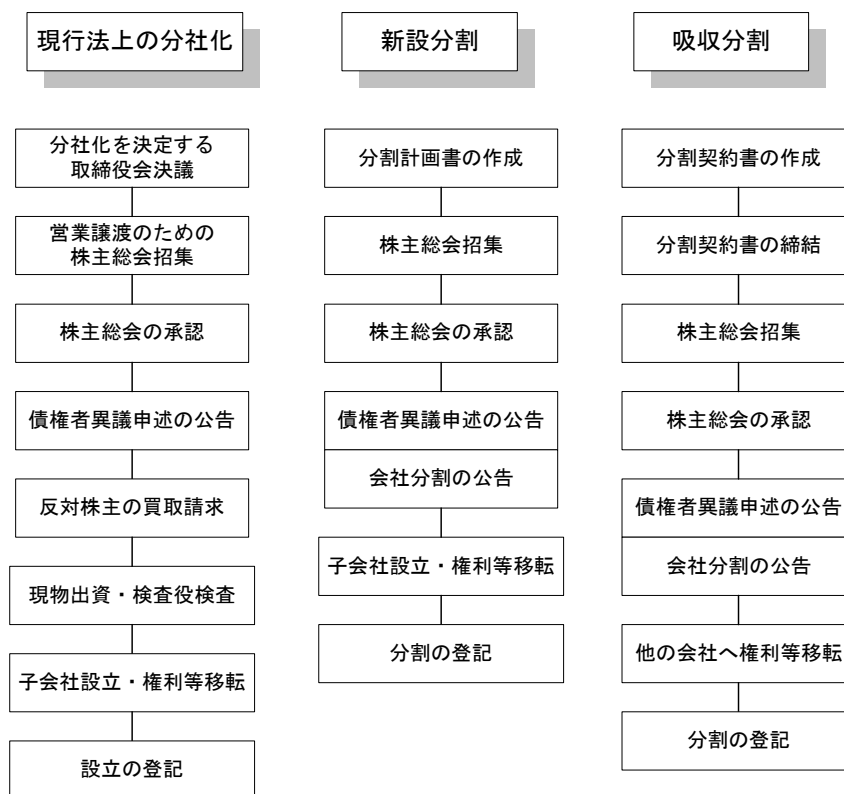
新設分割では、分割計画書を作成し、株主総会を招集して、計画書に対する特別決議による承認を得る必要がある。決議後2週間以内に、株主の権利確定のための分割の公告と、分割会社の債権者に会社分割の異議申立に関する事項を官報に公告しなければならない。

分割会社は、知れたる債権者（特定できる債権者）にはそれぞれ催告しなければならない（改正法案374条の4）。債権者の異議に対して、弁済・担保の提供・財産の信託が必要となる。なお、分社型の新設分割については、会社分割後も、分割会社に弁済請求することができる債権者についてはこうした保護手続きは不要である。会社分割によって、分割会社の負っていた債務も、債権者の個別の同意を得ることなく免責的に新設会社等に承継されるが、個別の催告が行われなかった債権者に対しても、分割会社がその債務を負担しないと分割計画書等に定めていたとしても、新設会社等とともに連帯債務を負担することになっている。

分割会社および既存の承継会社の株主には、会社分割に関する書類が株主総会の前と後に各社の本店において開示される。株主総会において書面で会社分割に反対した株主は、決議後、株式買取請求権を行使することができる。

吸収分割は、分割する会社と分割される権利義務を承継する既存会社との間で分割契約書を作成・締結することからはじまる。各社で株主総会の特別決議を得てからは、新設分割の場合と同様の株主および債権者への公告手続きなどが求められる（図3）。

図3 現行法および改正商法において会社分割を進める手順



(出所) 野村総合研究所

### 3) 会社分割の内容

新設分割を行う場合の分割計画書（改正法案374条）および吸収分割を行う場合の分割契約書（改正法案374条ノ17）はほぼ同じ内容になっている（表2、3）。

両者に共通する内容は、①新設会社・承継会社における定款規定・定款変更、②新設会社・承継会社の発行する株式の割当て等に関する事項、③新設会社・承継会社の資本の額および準備金に関する事項、④分割交付金に関する規定、⑤分割をする会社から承継する権利義務に関する事項、⑥分割型の会社分割における分割する会社の減少すべき資本または準備金の額、⑦分割型の会社分割の場合の株式の消却または併合の方法、⑧分割すべき時期、⑨分割する会社が分割の日までに利益配当等をする場合のその限度額、⑩設立する会社の取締役・監査役の氏名、である。

②では、分割する会社のほか、分割する会社の株主にも新設される会社の株式を割り当ててを認めている。⑤では、労働契約上の権利義務や転換社債または新株引受権付社債の義務等の移転等について記載する。例えば、吸収分割の場合で、分割会社から移転されるストック・オプションが新株引受権方式であり、承継会社では自己株式方式

のストック・オプションを採用していた場合、分割契約書によりその権利義務が承継されるものとされれば、法律上両制度を併存させることができないという規定は解除されることになる。⑥については、分割型の会社分割の場合には、分割により既存の会社の財産が減少する必要が生ずるが、分社型の会社分割の場合には、移転した財産に見合った株式を取得することになるため、その資産状況に変動はなく、分割する会社の資本を減少させる必要はない。⑦は、分割により既存会社の純資産が減少するが、発行済株式総数が不変であれば、1株当たり純資産額が5万円（法定下限）未満となる可能性があることに鑑み、分割と同時に株式の消却又は株式併合を行うことを認めるものである。

新設分割では、上記に加え、複数の会社が共同して分割により会社を設立するときはその旨が必要となる。吸収分割では、合併や株式交換の場合と同様、共同して会社分割を行う場合には分割契約書の契約当事者となっているため、その旨を特に記載する必要はない。

なお、移転の対象となる営業に付随して人の移動も必要となるが、合併や株式分割と異なり、すべての労働契約が包括的に移転するのではなく、対象事業に関わる人の労働契約のみであり、かつ、もととなる労働契約の相手方である分割会社は、別個に存続している。会社分割に伴う労働契約の移転が、労働者の不利益とならないよう特に配慮する必要があるとして、この法案と同時に、「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律案」も国会に提出されている<sup>4</sup>。

表2 分割計画書の記載事項

①設立する会社の定款の規定 ②設立する会社の発行する株式の割当て等に関する事項 ③分割によって設立する会社の資本の額および準備金に関する事項 ④分割交付金に関する規定 ⑤分割をする会社から承継する権利義務に関する事項 ⑥分割型の会社分割における分割する会社の減少すべき資本または準備金の額 ⑦分割型の会社分割の場合の株式の消却または併合の方法 ⑧分割すべき時期 ⑨分割する会社が分割の日までに利益配当等をする場合のその限度額 ⑩設立する会社の取締役・監査役の氏名 ⑪複数の会社の共同による新設分割の場合、その旨
---

<sup>4</sup> 民主党は、会社分割に限らず、合併、営業譲渡を含む企業再編に際しても、労働者の雇用や労働条件を保護する必要があるとして、「企業組織の再編における労働者の保護に関する法律案」を議員立法として今通常国会に提出している。



表 3 分割契約書の記載事項

①営業を承継する会社が分割により定款変更をする場合のその規定
②営業を承継する会社の発行する株式の割当て等に関する事項
③営業を承継する会社の資本の額および準備金に関する事項
④分割交付金に関する規定
⑤分割をする会社から承継する権利義務に関する事項
⑥分割型の会社分割における分割する会社の減少すべき資本または準備金の額
⑦分割型の会社分割の場合の株式の消却または併合の方法
⑧会社分割の決議をする株主総会の期日
⑨分割すべき時期
⑩分割する会社が分割の日までに利益配当等をする場合のその限度額
⑪設立する会社の取締役・監査役の氏名

#### 4) 簡易な会社分割・簡易な営業譲受け

既存の株主に与える影響が比較的小さいような一定の要件を満たす会社分割については、合併や株式交換と同様、株主総会の承認を必要としない簡易な手続きを設けている。今回、営業の全部を譲り受ける場合についても株主総会の承認を不要としている。

分割会社の簡易手続きの要件は、新設分割も吸収分割も同様であり、分社型の場合のみであり、その資産の 1/20 以下を分割する場合（改正法案 374 条ノ 6、374 条ノ 22）となっている。この場合、反対株主の買取請求権は認められない。吸収分割では、承継会社についても簡易分割は可能であり（改正法案 374 条ノ 23）、分社型・分割型いずれであっても、承継会社の株主の利害には関係しないため、分割型も対象となる。この場合の要件は、分割会社と異なり、分割に際して発行する新株の総数が承継会社の発行済株式総数の 1/20 を超えないことであり、かつ、分割交付金が交付される場合には、その金額が承継会社の最終の貸借対照表に現存する純資産額の 1/50 を超えないこととなっている（改正法案 374 条ノ 23 第 1 項）。承継会社の簡易分割に反対する株主は、所定の手続きにより、株式買取請求をすることができる（改正法案 374 条ノ 23 第 5 項）。

営業全部の譲受けでは、譲受け対価が純資産額の 1/20 以下であれば、総会決議を要しない（改正法案 245 条ノ 5）。

#### 5) 独占禁止法に基づく規制

会社分割制度の創設に伴い、独占禁止法の改正法案も今通常国会に提出されている。

公正で自由な競争を確保するという観点から、合併の場合と同様に、一定の場合には、会社が他の会社と共同して新設分割をしたり、吸収分割をすることが禁止される（独占禁止法改正法案 15 条の 2 第 1 項）。禁止される場合とは、①共同新設分割または吸収分割によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合、および

②共同新設分割または吸収分割が不公正な取引方法によるものである場合である。

また、共同新設分割、吸収分割とも一定の基準<sup>5</sup>に該当する場合には、あらかじめ会社分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない（同条 2 項、3 項）。ただし、共同新設分割または吸収分割をしようとする会社のうちいずれか 1 社が他のすべての会社の各発行済株式総数の 50%超を所有している場合や、共同新設分割または吸収分割をしようとする会社の各発行済株式総数の 50%超を所有する会社が同一の会社である場合は、公正取引委員会への届け出は要しない（同条 4 項）。

届け出を行った会社は、合併と同様、届け出が受理された日から 30 日間は、共同新設分割または吸収分割をしてはならない（同条 6 項）。

### 3. 先送りされた税制措置

現物出資により分社化する場合、親会社と子会社の双方において損益が生じないため、税法上特例が規定されている。例えば、譲渡の対象資産の帳簿価額と現物出資時の時価との差額は、譲渡益として課税対象とせず、対象資産の譲渡と引き換えに取得した子会社株式の取得価額について圧縮損を計上することによって相殺することが可能である<sup>6</sup>。

平成 12 年度の事業再編に関わる税制改正については、会社設立や増資時の登録免許税の引き下げである。産業再生法に基づく現物出資による会社設立および増資の場合は、登録免許税の税率が資本金の 1000 分の 3.5 まで引き下げられているが、さらに 1000 分の 1.5 にさらに引き下げられている（租税特別措置法 80 条）。税制改正法案は、3 月 24 日に成立している。

主要な会社分割税制については、平成 12 年度税制改正大綱では行われず、13 年度税制改正に先送りされることになった。会社分割は税制上の手当てがなければ、実質的に機能しないと考えられる。さらに、分社前には課税上事業部門間の損益通算ができていたにもかかわらず、分社すると課税主体は別々になるため、損益の通算ができなくなるといった不利益変更があれば、思い切った会社分割は難しい。こうした組織変更に対して税制が中立であることを確保するため、連結納税制度の導入が叫ばれて久しいが、平

<sup>5</sup> 共同新設分割の届け出基準では、共同新設分割をしようとする会社のうちいずれか 1 社（共同新設分割で設立する会社とその営業の全部を承継させようとするもの＝「全部承継会社」に限る）の総資産合計額が 100 億円以上で政令で定める金額を超え、かつ①他のいずれか 1 社（全部承継会社に限る）の総資産合計額が 10 億円以上で政令で定める金額を超えるとき、または②他のいずれか 1 社の会社（共同新設分割で設立する会社とその営業の重要部分を承継させようとするもの＝「重要部分承継会社」に限る）の承継の対象部分に係る最終の貸借対照表とともに作成した損益計算書による売上高が 10 億円以上で政令で定める金額を超えるときなど、と規定されている。

<sup>6</sup> 新設会社の 95%以上保有、新設会社における受け入れ資産価額が親会社の簿価以下であることなど、一定の要件を満たす現物出資（特定現物出資）により取得した有価証券については、圧縮記帳が認められている（法人税法 51 条、法令 93,94,95）。

成 12 年度税制改正大綱では、連結納税制度は、会社分割税制の導入を待って目指すことが明記されており、会社分割税制の整備を終えた、2002 年度が導入の目途とされている。

今後期待される特例措置としては、①会社分割に伴って新会社に資産を移転する場合の簿価以下引継ぎ（譲渡益課税の繰り延べ）、②資産移転時に不動産取得税、自動車税、特別土地保有税、さらに土地の移転登記に伴う登録免許税の軽減、③会社分割に伴って新会社を設立した際の登録免許税の軽減、④新会社の株式を被分割会社の株主に交付した際の「みなし配当課税」および「譲渡益課税」の凍結、⑤移転される事業に付随する引当金等の引継ぎを認める、といった事項である<sup>7</sup>。

なお、平成 13 年度税制改正に向け、政府税制調査会の法人課税小委員会では、会社分割税制および連結納税に関する具体的検討をはじめたもようである。

#### 4. 米国における会社分割との違い

米国企業が行う会社分割は、スピン・オフ、スプリット・オフそしてスプリット・アップとして知られる（図 4）。スピン・オフ等は、会社法上の制度ではなく、税法上の会社分割制度であり、一定の基準を満たすリオーガニゼーションを非課税とするものである（内国歳入法 355 条、368 条(a)(1)(D)）。

スピン・オフとは、親会社がその事業部門の分離に伴い設立した子会社の株式を取得し、親会社の株主に配当として分配する方法である。親会社の株主は、親会社に対する保有割合に応じて新設会社の株式を受け取り、その後の保有総額はおおむね変わらない。

スプリット・オフとは、スピン・オフと同様に、親会社株式の一部を当該子会社株式と交換するが、親会社は減資をし、その対価として親会社株主は子会社株式を取得する形態である。

スプリット・アップは、親会社は 2 社以上の新設子会社に各株式と交換でその事業用資産全部を移転し、当該親会社が解散・清算する。親会社の残余財産の分配として、親会社が譲渡資産の対価として取得した子会社株式を親会社株主に親会社株式と交換で分配する形態である。

我が国で新たに導入される会社分割制度との違いは、分割型の場合、新設会社または承継会社の株式を会社分割により直接元の分割会社の株主が取得することになるが、スピン・オフ等は、いったん親会社が取得してから、株主に配当または残余財産の分配として間接的に提供されることである。会社分割が直接分割とすれば、スピン・オフ等は

<sup>7</sup> 例えば、退職給与引当金や圧縮記帳積立金は移転する資産（モノ、ヒト）に付随するものと考えられる（現物出資では退職給与引当金の引継ぎ可、法基通 11-5-23 等）。

間接分割といわれる。

スピン・オフのような会社分割を可能とするには、会社の保有する他社の株式等の分配、つまり現物配当を認めなければならない。現行法では、株主への利益分配は、原則として金銭により支払わなければならない（商法 290 条、293 条ノ 5）、例外的に自己株式（配当可能利益の資本組入れによる株式分割（商法 290 条ノ 2）—平成 2 年商法改正以前は株式配当と呼ばれた）とされており、現物配当を認めていない。スプリット・オフは、減資の対価として、子会社株式を交付するものである。我が国現行法では、実質的な減資に伴う子会社株式による払い戻しは認められているため、解釈上この形態は実施可能であるとみられる。

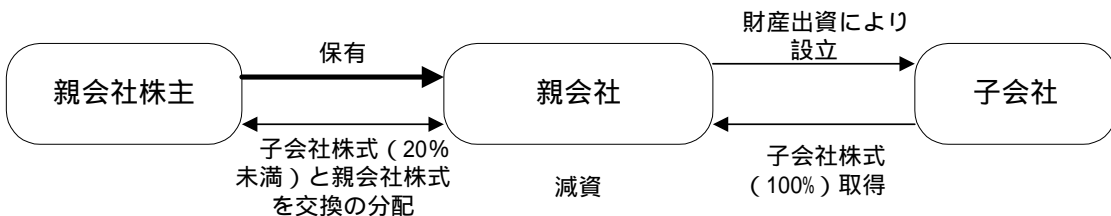
以上のような間接分割は、今回の会社分割制度の中では規定されず、解釈上行える余地が探られているようである。

図 4 米国における会社分割

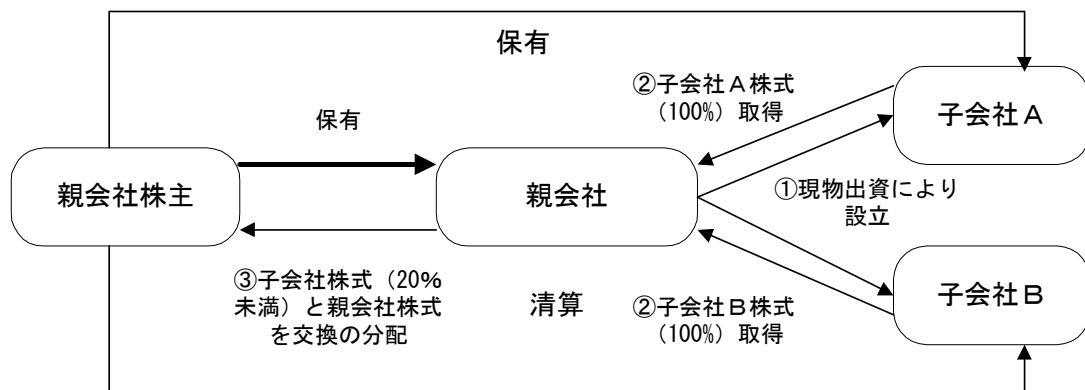
①スピン・オフ



②スプリット・オフ



③スプリット・アップ



(出所) 野村総合研究所

## 5. 今後の動向

99 年 7 月に会社分割制度の創設のための中間試案が提示されたことから、2000 年 10 月 1 日とみこまれるこの法律の施行を目途に、日本興業銀行、第一勧業銀行、富士銀行の三行が統合して誕生する「みずほフィナンシャルグループ」をはじめ、会社分割制度による事業再編を打ち出す企業が相次いだ。

会社分割制度の創設により、事業の分離・分社化を行う上での手続き的な煩雑さが大幅に軽減されるだけでなく、会社分割制度の下では、分社化、複数の会社による共同出資型企業の新設、同族会社などで経営陣の中で対立がある場合に、別々の会社にすることがスムーズにできるといったことが可能となる。また、吸収分割の効果として、事業部門単位を株式を対価として移転することができるため、合併のようにすべてではなく必要な事業部門だけを取り込むことや、買収のように現金によらず新株発行によって必要な事業部門を取得したり、（ある事業部門が他社の類似の事業部門と統合することにより効率的な経営ができると考えられる場合に、その）事業部門を移転し、移転先の会社の株式を取得して株主となることによって一定の影響力を維持することもできる。

しかしながら、会社分割に対する税制上の特例措置及び連結納税制度の導入が先送りされたことにより、会社分割制度を直ちに利用しようというインセンティブは減殺されている。また、新設分割により権利義務をすべて新設会社に移転し、抜け殻方式的に持株会社を創設する場合の既存会社の上場維持問題や、会社分割に伴う会計処理なども、商法改正が行われてからでないと明確にならないとみられる。さらに、最近になって、会社分割制度の創設のための商法改正法案の今通常国会における審議自体も流動的になりつつある<sup>8</sup>。

当面は、税制および上場規則が整備された株式交換・株式移転による組織再編が利用しやすい。これまで主として行われてきた分社化であれば、多少煩雑ではあるが、税制上のメリットのある営業譲渡などの方法または産業再生法に基づく特例措置を利用することによって行えるが、新たな戦略的企業再編が不可欠と考えるのであれば、会社分割制度の利用の検討を行い、税制上の措置等を待って実施に移されることが望ましい。

(橋本 基美)

---

<sup>8</sup> 今通常国会における審議は、上程後 1 ヶ月を経て 4 月 20 日ようやく始まったところであり、会社分割に伴う労働者保護についての議論が紛糾することも予想されている。